

所蔵資料 (アーカイブズ) を読む 第8回

井上鉄道局長の上野駅用地確保

↳ 「ナンデモカデモトラセテヲクレ」

「明治十三十四十五十六十七年 上野山下町停車場二係ル回議録」

請求番号…614.C9.8

日本鉄道会社は、明治17年(一八八四)6月25日、上野・高崎間での鉄道輸送を開業し、ターミナルの上野駅(資料中では「上野山下町老番地鉄道停車場」などと呼ばれる。現在のJR東日本の上野駅)で盛大な開業式を行いました(上野・熊谷間での仮開業は前年7月)(注1)。

今回紹介する資料は、この開業式の2年前、上野駅の建設用地確保をめぐる起きた問題に関係して東京府が作成した書類です。

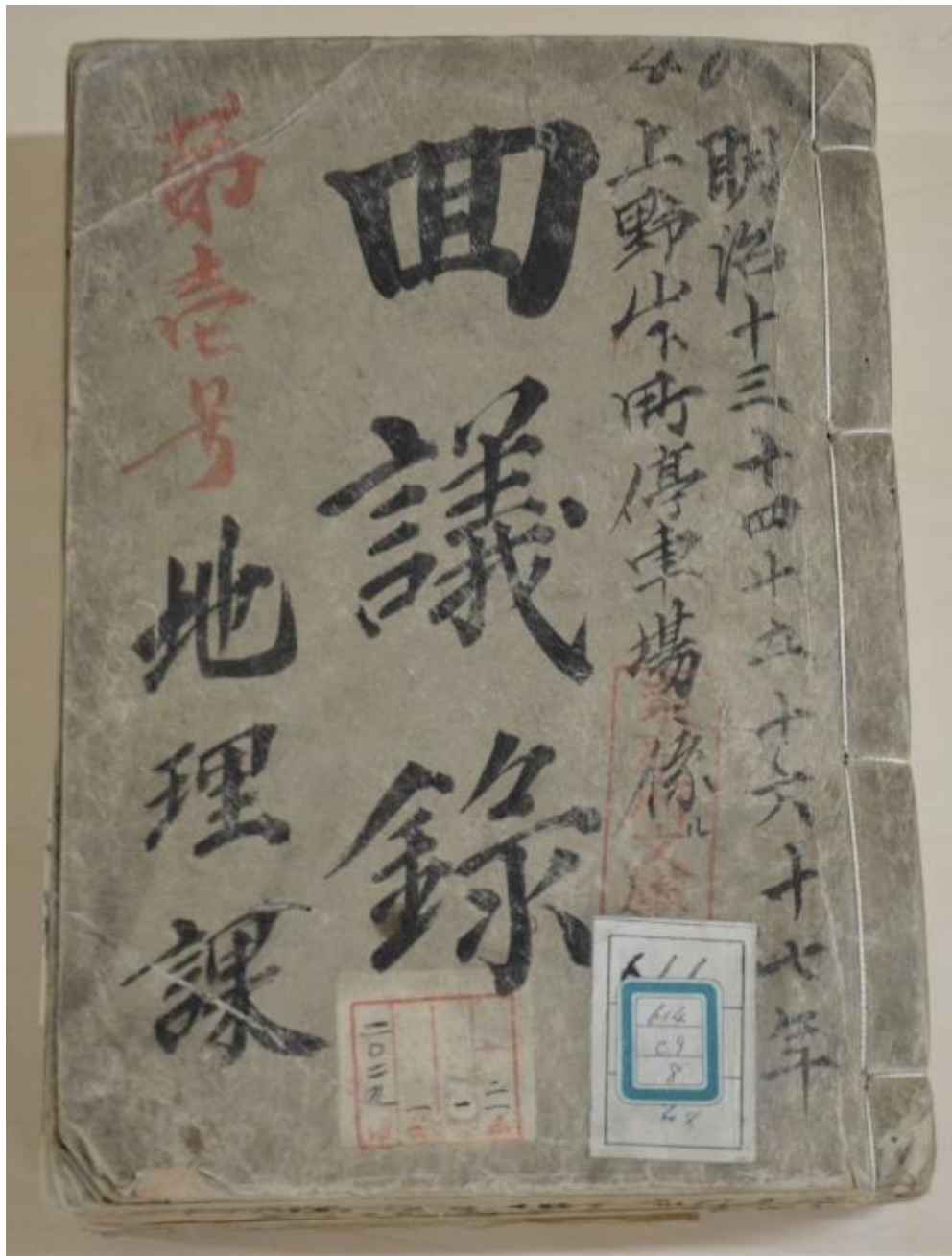
東京から北上する鉄道の建設は、当初、国営事業として計画されていました。しかし、政府の財政難からこれは実現しませんでした。代わって、華族の金禄公債(注2)を資本として日本初の民営鉄道会社である日本鉄道会社が明治14年(一八八二)12月に設立されました。同社が最初に着手したのが上野・高崎間の路線でした。ただし、同社には鉄道の建設や運行に必要な技術力や人材はありませんでした。鉄道事業の実務は政府に委託されました。実質的には、財政難の政府が民間資本を利用しながら国策としての鉄道建設を進めたとも言えます(注3)。

さて、上野・高崎間の鉄道のターミナルとなる上野駅の建設にあた

っては、工部省鉄道局が建設用地の確保に動きました。しかし、建設予定地に居住する人々や、前々から同地での建設が予定されていた下谷区の施設をどうするのかといった問題が発生しました。

今回紹介する書類が作成された当時、鉄道局の局長であった井上勝は群馬県の伊香保温泉に滞在中で、東京府と井上局長との問答では当時の最先端通信手段である「電信」(＝電報)が利用されています。明治15(一八八二)年8月、井上から届いた電報の内容にもとづいて、東京府は建設予定地がある下谷区の区長へ親展の達を出します。その達を出すにあたっての起案文書と起案根拠となった井上からの電報を紹介します。

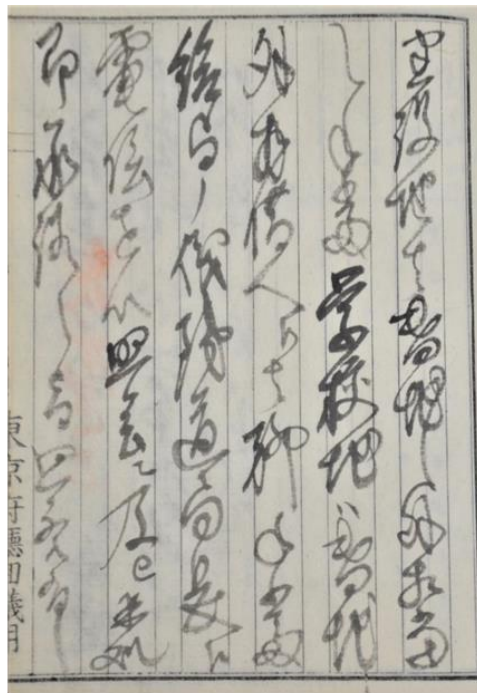
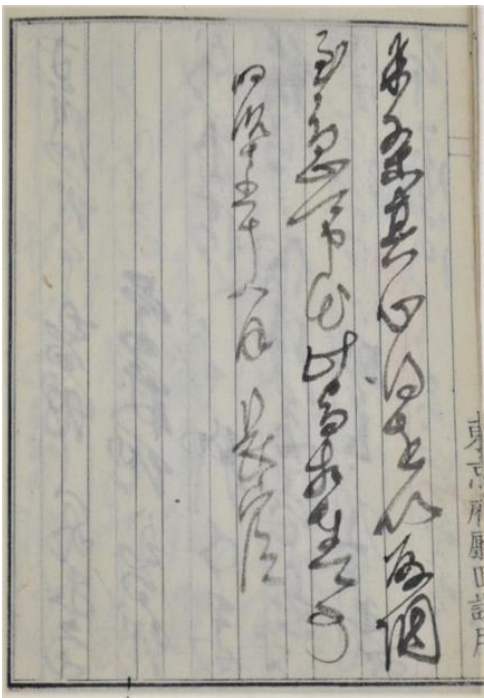
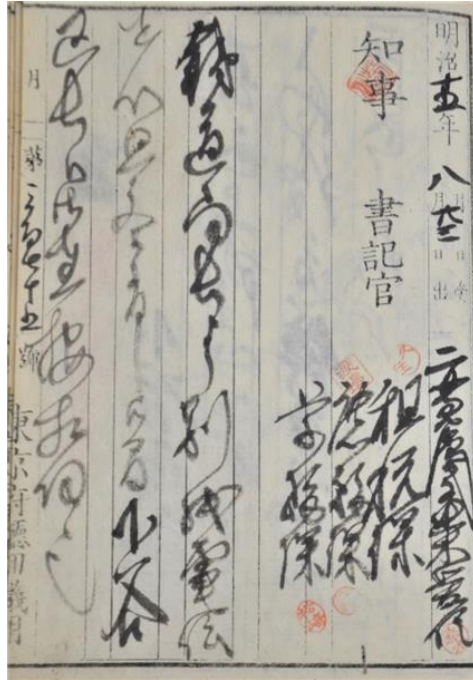
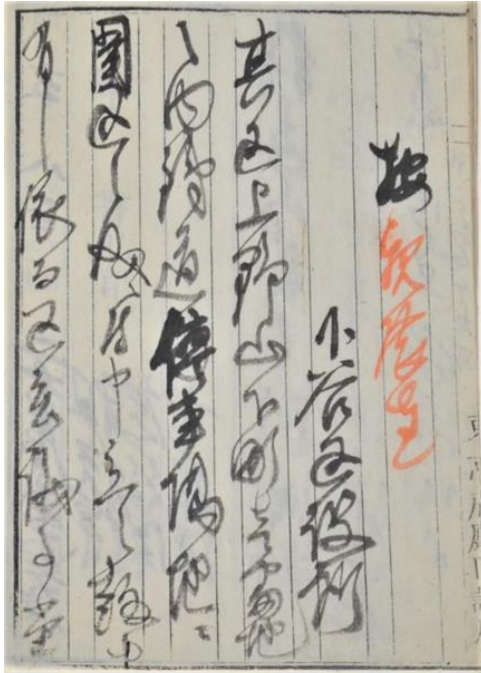
なお、東京府における起案・回議による決裁システムについて詳しくは、この「[所蔵資料\(アーカイブズ\)を読む](#)」の[第7回「より良い下水道を目指して―米元晋一の欧米派遣」の「資料解説」の冒頭部分](#)を参考にしてください。ここでは明治末期の東京市における起案・回議について説明していますが、今回紹介する書類に見られる明治前期の東京府の起案・回議の仕組みも基本的にそれと同じです。



明治 13～17 年(1880～1884)に上野駅建設に関係して東京府で作成された起案・回議の書類やそれに添付された書類は、後に東京府地理課において簿冊として編綴されました。簿冊名は「明治十三十四十五十六十七年 上野山下町停車場ニ係ル回議録」です。現在は東京府文書として当館が所蔵しています。写真はその簿冊の表紙です。

1. 資料

「上野駅の用地確保問題に関する下谷区長宛の達、および鉄道局長からの電報」



(請求番号：614. C9. 8 件名：「下谷区上野山下町東台学校建設地之儀に付該区長へ回答之件」綴込番号18)

明治 5 年 送達紙

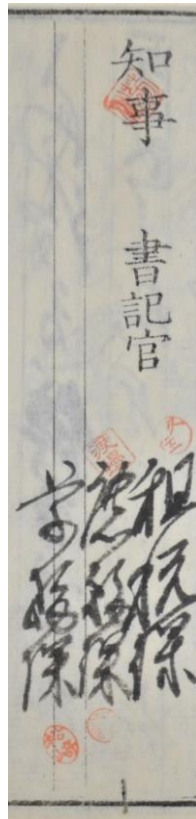
技術 マキノ	局		着 第 一 號	局			發 第 二 號	發 第 二 號	スベテ電信ヲ頼ミ出ルモ ノハ通信規則ノ通り心得 ベキ事
	八月廿七日	東京府廳電信分局		字數 二九一 字	午後 三時 廿 分	八月廿二日			
				ナンデモ。カガモ。トラセ テ。ラクレ。スコシ。ノ。カ子 ハ。イト。ハ。チ。イ。			届 フチジ ヨシカワ アキマカト 出 ジヨウシ イカホ ヲセシハ イノウエ テントウキヨイサ ン		

2. 資料の解読

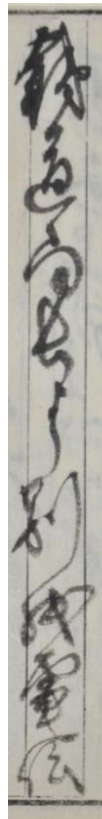
十五 八廿三 二等 属 桑木 愛信



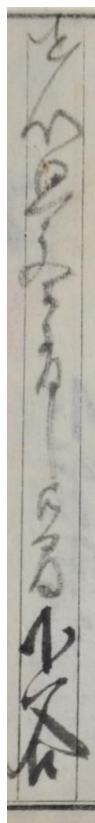
租 庶 学
税 務 務
課 課 課



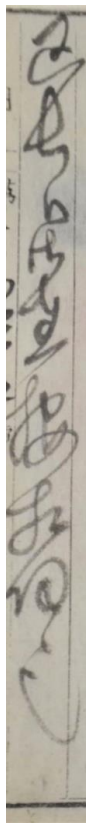
鉄 道 局 長 よ り 別 紙 電 信



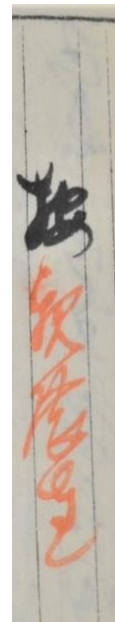
を 以 廻 答 有 之 候 間 下 谷



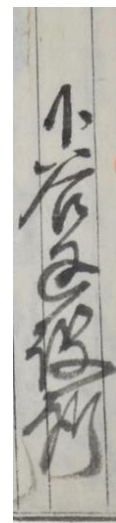
区 長 江 御 達 按 相 伺 候 也



按 親 展 達



下 谷 区 役 所



其 区 上 野 山 下 町 壱 番 地



之 内 鉄 道 停 車 場 地 二



困 込 之 儀 二 付 申 立 之 趣 も



有 之 依 而 区 会 議 事 堂



即承諾之旨廻答有之

電信を以照会ニ及ヒ候処

給与ノ儀 鉄道局長 江

外 拝借人 江者 聊手 当

之 手 当 学 校 地 八 替 地

建 設 地 者 替 地 之 外 相 当

明治十五年 八月 長官

至 急 可 申 出 此 旨 相 達 候 事

候 条 其 心 得 を 以 取 調

十 紙 達 送 年 五 治 明

技術	着 局				発 局				スベテ電信ヲ類ミ出ルモ ノハ通信規則ノ通り心得 ベキ事	
	マキノ	八月廿二日	東京府廳電信分局分局	第一號	字数 二拾八字	午後 三時五分	八月廿二日	高崎分局		第二拾號
							ハ。テ。ナ イ。ヲ。ン ト。ク。デ ハ。レ。モ ハ。ス。カ ナ。シ。ノ。デ イ。ノ。ト。ラ テ。ウ。エ。ン。セ。ン。バ テ。ツ。ド。ウ。キ。ヨ。ク。チ。ヨ。ウ	アキマサドノ	ヨシカワ	出 ジ ヨ ウ シ ウ イ カ ホ

付記：「着局」欄の中の局名が記入された箇所、傍線を施した「東京府廳電信分局」の部分は、原資料においてはハンコで押されていて囲み枠線がついています。

明治十五年八月 廿三 二等属桑木愛信[㊤]

知事[㊤] 書記官

[㊤]租税課

[㊤]庶務課

[㊤]学務課

鉄道局長より別紙電信
を以廻答有之候間下谷
区長江御達按相伺候也

按 **親展達**

下谷区役所

其区上野山下町老番地
之内鉄道停車場地ニ
困込之儀ニ付申立之趣も
有之依而区会議事堂
建設地者替地之外相当
之手当学校地ハ替地
外拝借人江者聊手当
給与ノ儀鉄道局長江
電信を以照会ニ及ヒ候処
即承諾之旨回答有之
候条其心得を以取調
至急可申出此旨相達候事
明治十五年八月 長官

明治十五年送達紙

届

フチジ

ヨシカワ

アキマサドノ

出

ジヨウシウ

イカホ

ランセンバ

イノウエ

テツドウキヨクチヨウ

ナンデモ。カデモ。トラセ

テ。ヲクレ。スコシノ。カネ

ハ。イトハナイ。

3. 読み下し文

鉄道局長より別紙電信
を以て廻答これ有り候間、下谷
区長え御達按(案)、相伺い候也

按 親展達

下谷区役所

其区上野山下町老番地
の内、鉄道停車場地ニ
囲込の儀ニ付、申立の趣も
これ有り、依て区会議事堂
建設地は、替地の外、相当
の手当、学校地ハ替地、
外拝借人えは聊(いささか)手当
給与ノ儀、鉄道局長え
電信を以て照会ニ及び候処、
即承諾の旨、回答これ有り
候条、其心得を以て取調、
至急申し出るべく此の旨相達候事

明治十五年八月 長官

※電報の読み下し文は省略します。

4. 資料解説

日本鉄道会社の上野・高崎間の鉄道建設は、同社から実務を委託された工部省鉄道局が行いました。その際、鉄道局は上野公園の東側の平坦地にターミナル駅を建設すべく用地確保に乗り出しました。

江戸時代、この場所には寛永寺の子院群(下寺と総称)が並んでいましたが、維新後、それらの子院は転出して、跡地は農商務省管轄の官有地となっていました。これを上野駅および線路の用地として日本鉄道会社へ貸し渡すことは順調に認可されました。しかし、その隣接地では問題が浮上りました。

子院群跡地の南側に隣接し、ちょうど上野広小路方面の出入り口にあたる区画では、駅建設が構想される前から下谷区の区会議事堂の建設計画があり、すでに工事も始まっていました。また下谷区の公立小学校の建設も計画されていました。さらにはこの場所に居住し商売をする人々もいました。この区画は江戸時代には山下火除明地と呼ばれる防災用の明地でした。そしてその明地に沿った道路上では幕府の許可を得た床店(露店)が営業していました(注4)。維新後、この区画は官有地となりますが、床店の営業権を引き継ぐかたちで、官有地を拝借した人々がいたのです。この区画には下谷区上野山下町老番地という地番が付与され、人々はその地で戸籍編入もされていました。本資料中で「拝借人」と呼ばれているのがこれらの人々です(注5)。そのため、上野駅を中心市街地方面の出入り口を確保するには、区会議事堂と小学校の建設を取りやめ、拝借人たちを立ち退かせることが必要だったのです。

この問題で鉄道局からの照会を受けた東京府は、下谷区長の「意見」を一応「尋ねることにしたのですが、実際の区長への意見照会においては、「鉄道線ニ係ル事業」は「別段」のことであり、従ってすでに許可が下りている区会議事堂や学校の建設用地などであっても「返地」の達を出すべきだという見解を断定的に示しています。そして「明日中、必御回答」をせよと指示しています。こうして東京府は下谷区に対し鉄道局の意向に沿うことを非常に強く求めたのです（注6）。

下谷区長はこの東京府からの照会に答えて、区会議事堂と学校の建設は「当区ニ於テハ重大之事件」だと述べています。区会議事堂や学校よりも鉄道が問答無用で優先される状況に対して精一杯の抵抗姿勢を示しているようにも読み取れます。その上で区長は、区会議事堂の建設中止などによる「多分之損失」を「鉄道局より償還」するなどして「下谷区ノ請求ニ相応」じてほしいという意見を示しています（注7）。

区長からの返答を受けた東京府は、当時、群馬県の伊香保温泉に滞在していた鉄道局長の井上勝（まさる）へ電報を打ち、区会議事堂・学校の代替用地と下谷区および拝借人に対する補償金とを準備すれば問題の区画を上野駅建設用地に加えることができると伝えました（注8）。

これに対する井上勝からの返信が、今回紹介した資料の末尾にある電報です。「ナンデモ。カデモ。トラセテヲクレ。スコシノ。カネハ。イトハナイ。」。

電報を受けた東京府が、井上の意向を下谷区長へ伝えるべく起草した区長宛の達の按（案）文を含む決裁文書も紹介しました。

この下谷区長宛の達が出されて以後は、上野駅建設用地の確保は順調に進み、明治16（一八三三）年7月には仮駅舎を利用した上野・熊谷

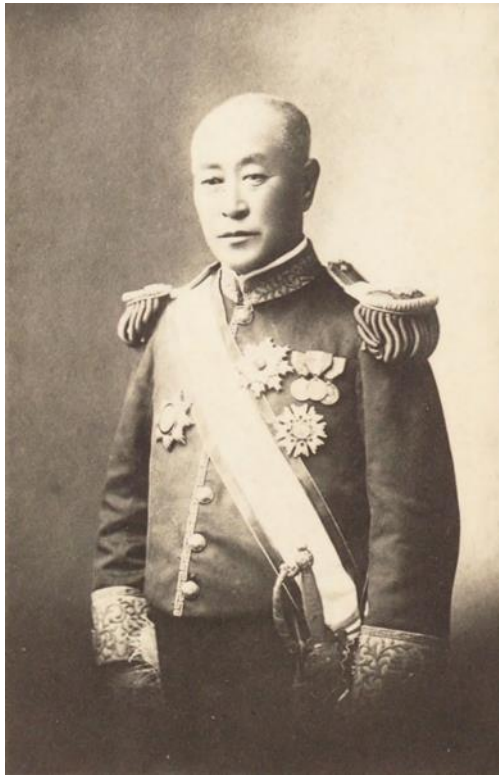


「東都下谷絵図」（部分、尾張屋版江戸切絵図、嘉永4(1851)、国立国会図書館所蔵）

- ・ 普門院から壽昌院まで子院11ヶ院が一列に並んでいる部分を下寺と呼びました。
- ・ 原図において「山下ト云」と注記されている場所が山下火除明地です。

間での鉄道輸送が開始されます。

幕末にイギリスへ留学した5人の長州藩士、いわゆる長州ファイブの1人として、イギリスで鉄道技術を学び、明治政府では「職掌は唯クロカネの道作に候」を旨として日本の鉄道発展に全身全霊を傾けた鉄道の父・井上勝。その剛腕ぶりを今に伝えるエピソードは少なくありませんが、この電文もそのひとつに加えてよいのではないのでしょうか。「何でもかでも取らせておくれ。少しの金は厭わない」



井上勝（1843—1910）（注9）



写真の正面奥が現在の JR 上野駅の不忍口。頭上が上野から秋葉原・東京方面へと延びる鉄道高架。手前の道路敷地を含む一帯が江戸時代の山下火除明地。本資料で鉄道局による用地取得が問題となっている場所にあたります（2022年3月11日撮影）。

注

1. 『上野駅100年史』（国鉄上野駅、一九八三）
2. 明治6（一八七三）年の秩禄奉還、明治9（一八七六）年の秩禄処分にあたって、華族や士族の家禄・賞典禄の代わりとして政府が発行した公債。
3. 老川慶喜「鉄道」（『日本史小百科 近代』東京堂出版、一九九六）
4. 小林信也『江戸の民衆世界と近代化』第一章（山川出版社、二〇〇一）
5. 東京府文書『上野山下床店一件・全』（請求番号：607.C7.8）、『回議録・上野山下町一番地中田兼吉拝借料徴収ノ件』（請求番号：611.B8.2）
6. 明治15年8月17日付「下谷区長宛の東京府租税課長による尋」（東京府文書『明治十三十四十五十六十七年 上野山下町停車場ニ係ル回議録』請求番号：614.C9.8）
7. 明治15年8月18日付「東京府租税課長宛の下谷区長による回答」（同上）
8. 明治15年8月21日付「鉄道局長宛の東京府知事による電報」（同上）
9. 国立国会図書館「近代日本人の肖像」
(<https://www.ndl.go.jp/portrait/>)

参考文献

- 小林信也「コラム・停車場」（佐藤信・吉田伸之編『新体系日本史 6 都市社会史』山川出版社、二〇〇一）